

大学情報セキュリティベンチマークリスト

情報セキュリティ対策問題研究小委員会

第1部 経営執行部の情報セキュリティに対する取組み

問1 サイバー攻撃による情報資産、金融資産の窃取・漏洩・破壊など情報管理やシステム運用に関する脅威となる事象について、担当役員もしくはそれに準ずる法人・大学執行部メンバーが統括責任者としてリーダーシップを発揮し、危機意識の共有化に努めていますか。

※ 危機意識の共有化とは、サイバー攻撃の脅威を理解していただくため、例えば、文書・Web サイト・会議等での注意喚起や研修会などへの対応があります。

- ① 経営執行部が中心となり、全学組織を対象に危機意識の共有化に努めている。
- ② 経営執行部の方針により、学部単位など部門の管理責任者を通じて危機意識の共有化に努めている。
- ③ 経営執行部の方針により、情報センター等部門を通じて危機意識の共有化に努めている。
- ④ 経営執行部による危機意識の共有化はしていないが、現在、検討している。
- ⑤ 経営執行部による危機意識の共有化はしていない。

問2 経営執行部の方針により、情報セキュリティポリシーや情報セキュリティ管理に関する規程など学内ルールを策定し、周知徹底に努めていますか。

- ① 経営執行部の方針により、学内ルールの策定とその周知徹底を行っている。
- ② 経営執行部の方針により、学内ルールの策定を行っているが、周知徹底はできていない。
- ③ 経営執行部ではなく情報センター等部門により、学内ルールを策定し、その周知徹底を行っている。
- ④ 経営執行部ではなく情報センター等部門により、学内ルールを策定しているが、周知徹底はできていない。
- ⑤ 学内ルールの策定とその周知徹底を検討している。
- ⑥ 学内ルールの策定はしていない。

問3 サイバー攻撃に対する防御体制について、経営執行部により何らかの対策を構築していますか。

- ① 経営執行部が中心となり、全学組織を対象に防御体制を構築している。
- ② 経営執行部の方針により、学部単位など部門の管理責任者を通じて防御体制を構築している。
- ③ 経営執行部の方針により、情報センター等部門を通じて防御体制を構築している。
- ④ 経営執行部として防御体制を構築していないが、現在、検討している。
- ⑤ 経営執行部として防御体制を構築していない。

- ① 責任者・取扱者、取扱手順、処理の履歴・点検を定め、定期的に確認をしている。
- ② 責任者・取扱者、取扱手順、処理の履歴・点検を定めているが、定期的な確認はしていない。
- ③ 検討している。
- ④ 定めていない。

第3部 組織的・人的な対応について

問1 情報セキュリティに関する意思決定、脅威となる事象に対応する組織が設置されていますか。

※ 脅威となる事象に対応する組織とは、インシデントに対する緊急対応及び防御方法の検討を専門に行う組織で、外部の機関や業者と情報を交換・共有する役割も含まれます。

- ① 経営執行部として統括責任者を置き、情報セキュリティに関する専門の検討組織を設置し、実施組織として情報センター等部門を設置している。
- ② 統括責任者は置いていないが、情報セキュリティに関する専門の検討組織を設置し、実施組織として情報センター等部門を設置している。
- ③ 情報センター等部門を中心に対応している。
- ④ 情報センター等部門ではなく、情報セキュリティなどの検討委員会で対応している。
- ⑤ 組織の設置を検討している。
- ⑥ 組織の設置はしていないが、外部業者に委託している。
- ⑦ 組織の設置は考えていない。

問2 教職員（非常勤・派遣を含む）の採用・退職に際して、守秘義務を書面で明確にしていますか。また、情報セキュリティポリシーに違反した場合の罰則が規定されていますか。

- ① 守秘義務の内容を書面で明確にしている。また、違反した場合の罰則を規定している。
- ② 守秘義務の内容を書面で明確にしているが、罰則規定は設けていない。
- ③ 守秘義務を書面で明確にしていないが、就業中の罰則で規定している。
- ④ 書面での明確化と罰則規定のいずれも対応していない。
- ⑤ その他（ ）

問3 脅威となる事象の学内連絡体制及び処理の責任体制は確立されていますか。また、対応手順は整備されていますか。

- ① 脅威となる事象の学内連絡体制及び処理の責任体制を確立し、対応手順も整備している。
- ② 学内の連絡体制と責任体制を確立しているが、対応手順は整備していない。
- ③ 学内の連絡体制を確立しているが、責任体制の確立と対応手順の整備はできていない。
- ④ 学内の連絡体制及び責任体制の確立と対応手順の整備はできていない。

問4 情報セキュリティに関する業務委託を外部組織と契約する際に、情報漏洩や情報消失・破壊など障害対応について責任の所在を明確にし、外部組織による定期的な点検・大学による点検の監視など障害を予防するための取り決めをしていますか。

- ① 障害対応の取扱いについて契約書の中で、外部組織及び大学による定期的な点検・監視について取り決めをしている。
- ② 障害対応の取扱いについて契約書の中で、外部組織による定期的な点検に留めている。
- ③ 障害対応の取扱いについて契約書で取り決めていない。

問5 経営執行部または部門単位で実施している危機意識の共有化、学内ルールの周知徹底・遵守の確認、攻撃に対する防御対策の内容について選択してください。

(複数回答可)

(1) 危機意識の共有化

※ 危機意識の共有化とは、脅威となる事象の被害事例を説明し、自大学で起きた場合のリスクを想定して大学構成員一人ひとりが心得るべき気づきを促します。

- ① 学内外の情報セキュリティ研修会参加の義務化 (例えば2年に1回)
- ② FD・SD、教授会、職員会議などでの定期的な情報提供
- ③ Web サイトや学内文書による定期的な情報提供
- ④ その他 ()

(2) 学内ルールの周知徹底と遵守の確認

- ① 情報センター等部門によるルールの周知とアンケートでの点検・確認
- ② 教授会、職員会議などでのルールの周知と遵守の確認
- ③ Web サイトでのルールの紹介と遵守の呼びかけ
- ④ 説明会でのルールの紹介と遵守の呼びかけ
- ⑤ その他 ()

(3) 攻撃に対する防御対策

- ① 公的機関を装った偽装メールの注意喚起
- ② メール添付ファイル開封の注意喚起
- ③ メールにリンクされた URL 接続の注意喚起
- ④ USB メモリなど外部持ち込みの注意喚起
- ⑤ 脅威となる事象について被害状況の報告と対策の説明
- ⑥ ID の管理やパスワードの定期的な見直しの注意喚起
- ⑦ 不正アクセスの監視と異常事態の発見
- ⑧ ファイアウォールや迷惑メールの設定
- ⑨ VLAN などネットワークのアクセス制限の設定
- ⑩ 無線 LAN の暗号化及び認証方式の導入
- ⑪ データ暗号化の導入
- ⑫ クラウドに対する利活用の注意喚起
- ⑬ その他 ()

2. 教職員数の規模を選択してください。

- ① 100 人未満
- ② 500 人未満
- ③ 1,000 人未満
- ④ 2,000 人未満
- ⑤ 2,000 人以上

3. 個人情報数の規模を選択してください。

- ① 1,000 件未満
- ② 5,000 件未満
- ③ 10,000 件未満
- ④ 100,000 件未満
- ⑤ 100,000 件以上

4. 過去に教育・研究・経営活動に直接影響を与えるような脅威となる事象の有無を選択してください。

- ① はい
- ② いいえ

5. 上記で「①はい」を選択した場合の内容について選択してください。(複数回答)

- ① 添付メールによる個人情報の学外漏洩
- ② 添付メールによる端末の破壊
- ③ システムへの不正侵入による個人情報の学外漏洩
- ④ システムへの不正侵入によるシステムの破壊
- ⑤ 大量のデータ送信によるサービス停止
- ⑥ ホームページの改ざん
- ⑦ 端末使用を不能にして身代金を要求する攻撃
- ⑧ その他 ()